

【機関等名】

国際協力事業団

- ・八王子国際センター
- ・東京国際センター
- ・国際協力総合研修所

【所在地等】

(国際協力事業団本部)

郵便番号 151-8558

所在地 渋谷区代々木2-1-1新宿マインズタワー6～13階

T E L 03-5352-5311～14

F A X 03-5352-5032

U R L <http://www.jica.go.jp>

(八王子国際センター)

郵便番号 192-0043

所在地 八王子市暁町2-31-2

T E L 0426-26-5411

F A X 0426-26-9954

U R L <http://www.jica.go.jp/branch/hitc/>

(東京国際センター)

郵便番号 151-0066

所在地 渋谷区西原2-49-5

T E L 03-3485-7051

F A X 03-3485-7904

U R L <http://www.jica.go.jp/branch/tic/>

(国際協力総合研修所)

郵便番号 162-8443

所在地 新宿区市谷本村町10-5

T E L 03-3269-2911

F A X 03-3269-2054

U R L <http://www.jica.go.jp/branch/ific/>

**【設置根拠】**

国際協力事業団法（昭和49年5月31日法律第62号）

**【主な所掌事務】**

（１）開発途上国への技術協力

- ・ 研修員受入
- ・ 専門家派遣
- ・ 機材供与
- ・ プロジェクト方式技術協力
- ・ 開発調査

（２）青年海外協力隊員の派遣

（３）無償資金協力（調査・実施の促進）

（４）開発協力（投融資等）

（５）海外移住者・日系人への支援

（６）技術協力のための人材の養成及び確保

（７）国際緊急援助隊の派遣

（８）援助効率促進等

**【管轄区域】**

（八王子国際センター）

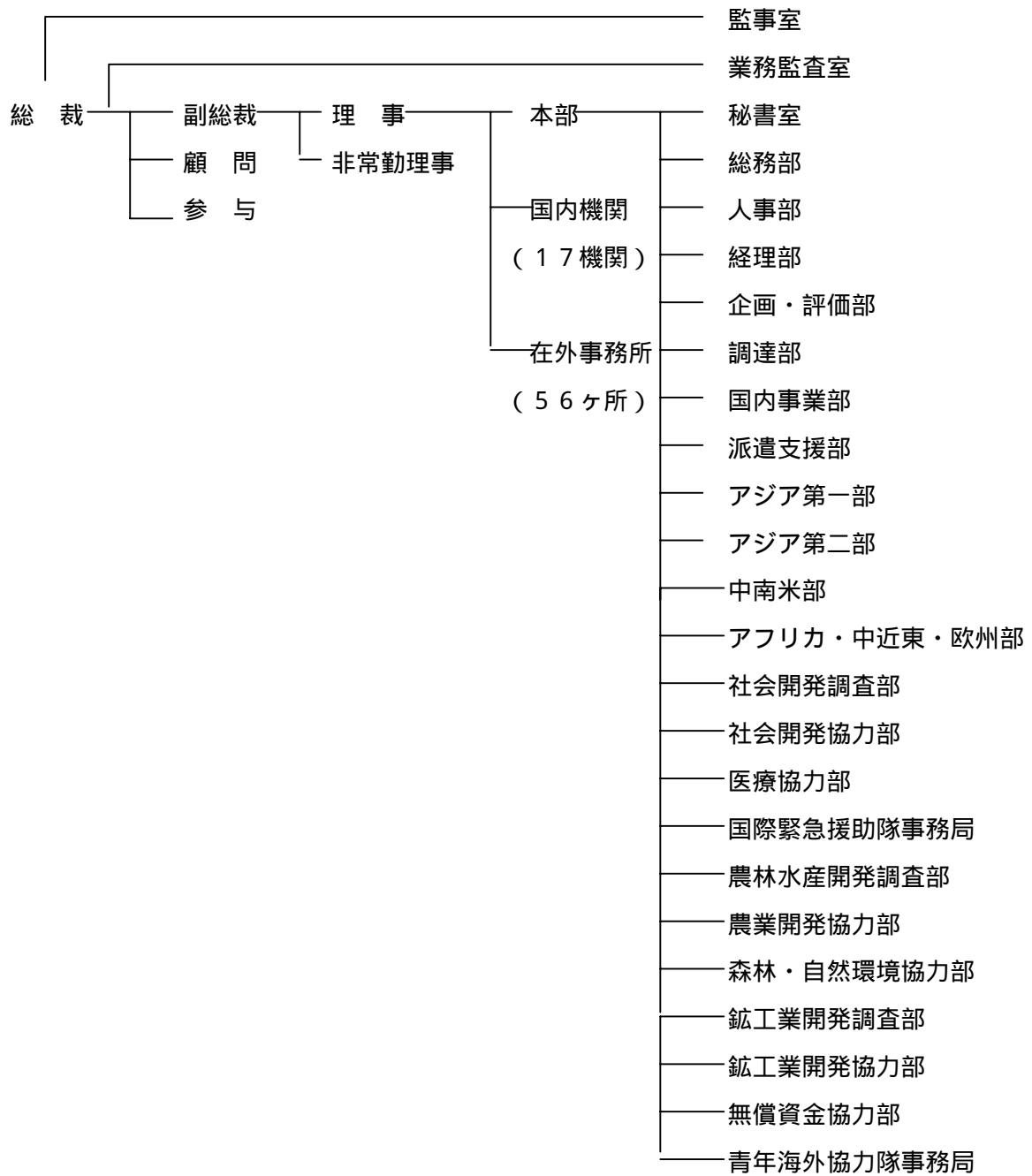
山梨、東京（23区以外）

（東京国際センター）

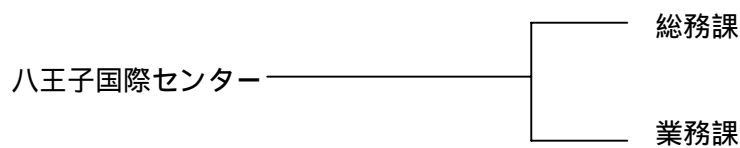
栃木、群馬、埼玉、千葉、東京23区、新潟

【組織】

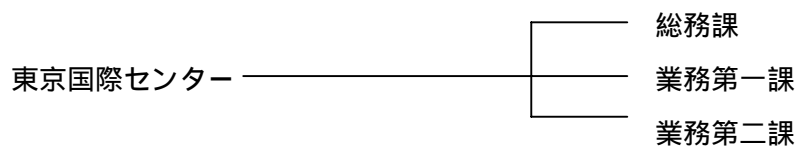
(国際協力事業団本部)



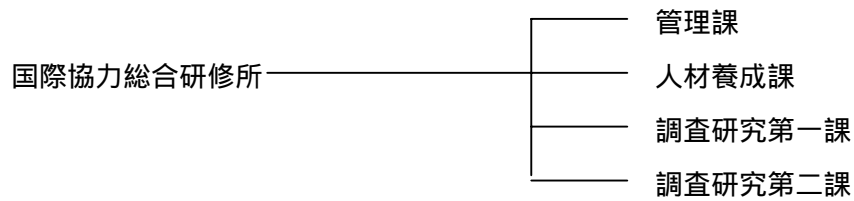
(八王子国際センター)



(東京国際センター)



(国際協力総合研修所)



【情報開示請求窓口】

(国際協力事業団本部)

担当部署 JICA プラザ

T E L 03 - 5352 - 5555

F A X 0120 - 32 - 5931

03 - 5352 - 5055

(八王子国際センター)

担当部署 JICA プラザ八王子

T E L 0426 - 26 - 5411

F A X 0426 - 26 - 9954

(東京国際センター)

担当部署 JICA プラザ幡ヶ谷

T E L 03 - 3485 - 7051

F A X 03 - 3485 - 7904

(国際協力総合研修所)

担当部署 上記(国際協力事業団本部)に同じ

T E L 上記(国際協力事業団本部)に同じ

F A X 上記(国際協力事業団本部)に同じ

【その他】

独立行政法人への移行が決定されており、平成15年10月1日に独立行政法人国際協力機構が発足予定。変更事項等についてはホームページ(<http://www.jica.go.jp>)等を通じ情報提供を行っていく。

【機関等名】

(宇宙開発事業団)

- ・ 宇宙開発事業団東京事務所
- ・ 地球観測利用研究センター
- ・ 小笠原追跡所

【所在地等】

(宇宙開発事業団東京事務所)

郵便番号 105-8060

所在地 港区浜松町2-4-1世界貿易センタービル28～29階

T E L 03-3438-6000

F A X 03-5402-6512

U R L <http://www.nasda.go.jp/>

(地球観測利用研究センター EORC)

郵便番号 104-6023

所在地 中央区晴海1-8-10 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー  
X23, 22階

T E L 03-6221-9000

F A X 03-6221-9191

(小笠原追跡所 ODRS)

郵便番号 110-2101

所在地 小笠原村父島

T E L 04998-2-2522

F A X 04998-2-2360

【設置根拠】

宇宙開発事業団法(昭和44年6月23日法律第50号)

【所掌事務】

- (1) 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット(以下「人工衛星等」という。)の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発
- (2) その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発
- (3) 上記(1)の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及

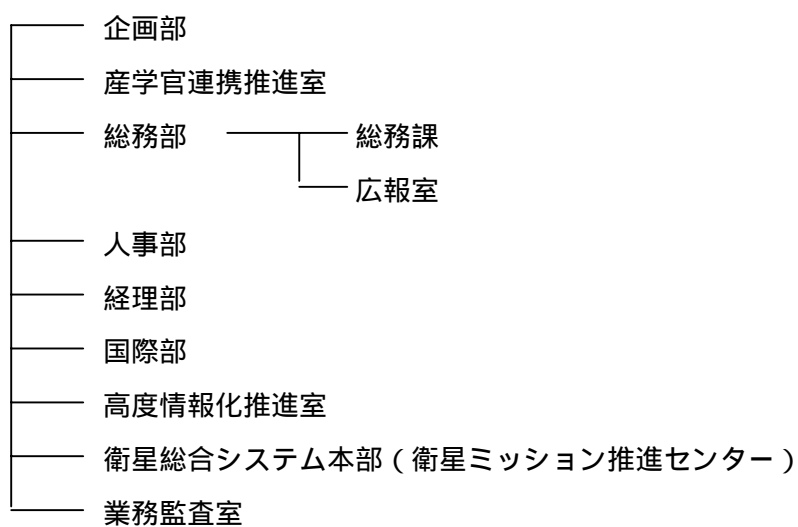
び設備の開発で、委託に応じて行うもの

( 4 ) 上記 ( 1 ) から ( 3 ) に掲げる業務に附帯する業務

( 5 ) 上記 ( 1 ) から ( 4 ) に掲げるもののほか、宇宙開発事業団法第一条の目的を達成するため必要な業務

## 【組織】

( 東京事務所 )



## 【情報開示請求窓口】

( 東京事務所 )

担当部署 総務部情報公開閲覧室

T E L 0 3 - 3 4 3 8 - 6 6 5 5 / 6 6 5 6

【機関等名】

科学技術振興事業団東京本部

【所在地等】

(東京本部)

郵便番号 102 - 8666

所在地 千代田区四番町5 - 3 サイエンスプラザ

T E L 03 - 5214 - 8401

F A X 03 - 5214 - 8400

U R L <http://www.jst.go.jp/>

【設置根拠】

科学技術振興事業団法（平成8年3月31日法律第27号）

【所掌事務】

(1) 内外の科学技術情報を収集し、分類し、整理し、保管し、又は提供するほか、これらの業務を妨げない範囲内において、事業団が保管する科学技術情報を閲覧させること。

(2) 研究交流に関し、次に掲げる業務（文部科学省の所掌事務（大学における研究に係るものを除く。）に係るものに限る。）を行うこと。

イ 外国の研究者の受入れに係る支援、国内及び国外の試験研究機関への研究者の派遣、研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務

ロ 科学技術に関する試験研究を行う者が科学技術に関する試験研究を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあつせんする業務

(3) 科学技術に関する試験研究を行う者に対し、試験研究を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供する業務（文部科学省の所掌事務（大学における研究に係るものを除く。）に係るものに限る。）を行うこと。

(4) 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。

(5) 新技術の創製に資することとなる初期的段階の技術に関する知見を探索する

ことを内容とする基礎的研究を行い、その成果を普及すること。

(6) 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施し、その成果を普及するほか、新技術の開発について企業等にあつせんすること。

(7) 上記(1)から(6)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

( 8 ) 上記 ( 1 ) から ( 7 ) に掲げるもののほか、科学技術振興事業団法第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

【組織】

( 東京本部 )



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部情報公開室

T E L 0 4 8 - 2 2 6 - 5 6 0 2

F A X 0 4 8 - 2 2 6 - 5 6 5 1

【その他】

平成 1 5 年 1 0 月より独立行政法人科学技術振興機構に移行する予定。

【機関等名】

日本私立学校振興・共済事業団

- ・本部・私学振興事業本部
- ・共済事業本部
- ・東京臨海病院
- ・私学事業団総合運動場
- ・東京ガーデンパレス

【所在地等】

(本部・私学振興事業本部)

郵便番号 102 - 8145

所在地 千代田区富士見1 - 10 - 12

T E L 03 - 3230 - 1321

F A X 03 - 3230 - 1325

U R L <http://www.shigaku.go.jp/>

(共済事業本部)

郵便番号 113 - 8577

所在地 文京区湯島1 - 7 - 5

T E L 03 - 3813 - 5321

F A X 03 - 3813 - 5356

U R L <http://www.shigaku.go.jp/>

(東京臨海病院)

郵便番号 134 - 0086

所在地 江戸川区臨海町1 - 4 - 2

T E L 03 - 5605 - 8811

F A X 03 - 5605 - 8113

U R L <http://www.tokyorinkai.jp/>

(私学事業団総合運動場)

郵便番号 124 - 0023

所在地 葛飾区東新小岩1—18 - 1

T E L 03 - 3695 - 8200

F A X 03 - 3695 - 8210

(東京ガーデンパレス)

郵便番号 113 - 0034

所在地 文京区湯島1 - 7 - 5

T E L 03 - 3813 - 6211

F A X 03 - 5689 - 9721

U R L <http://www.hotelgp-tokyo.com>

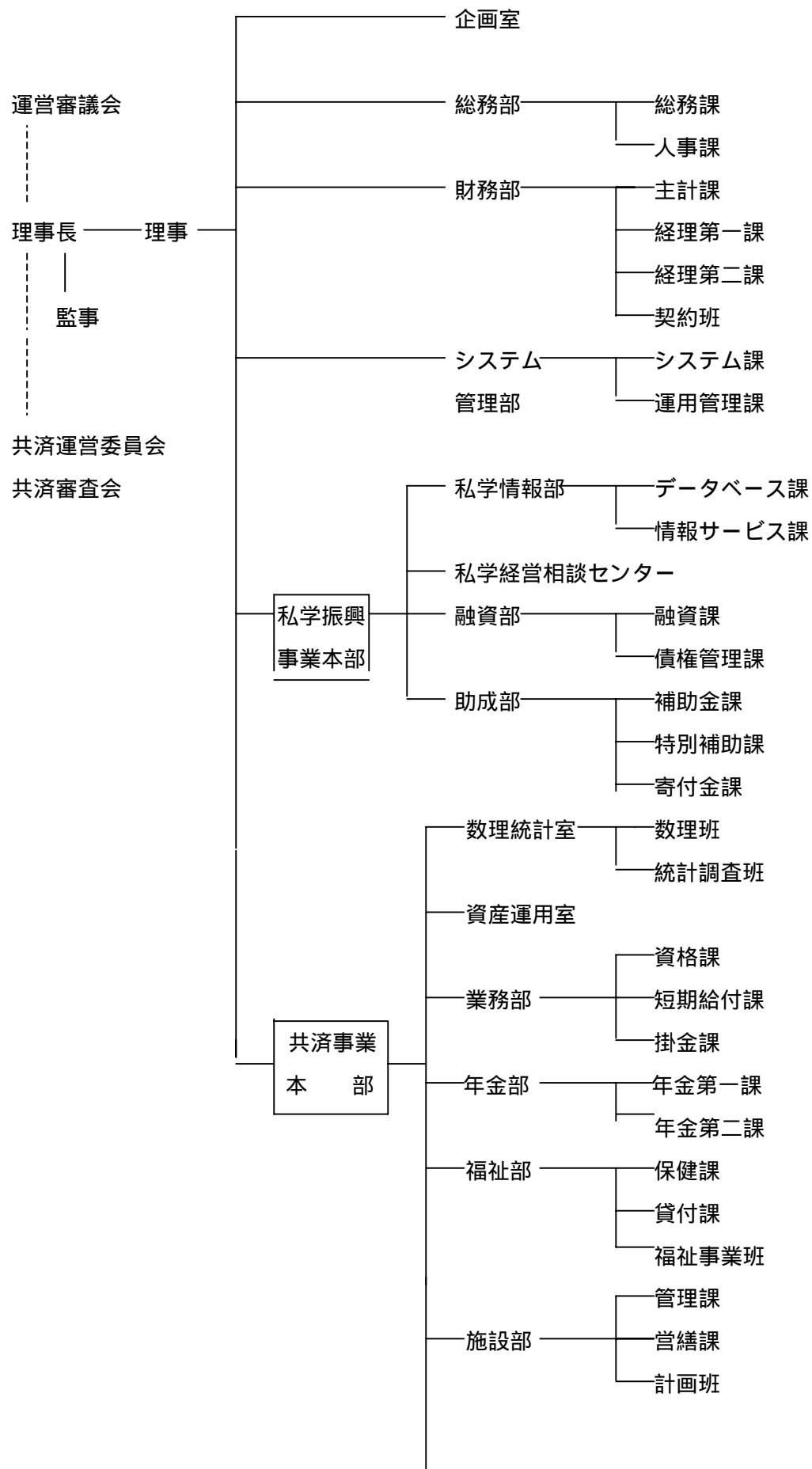
#### 【設置根拠】

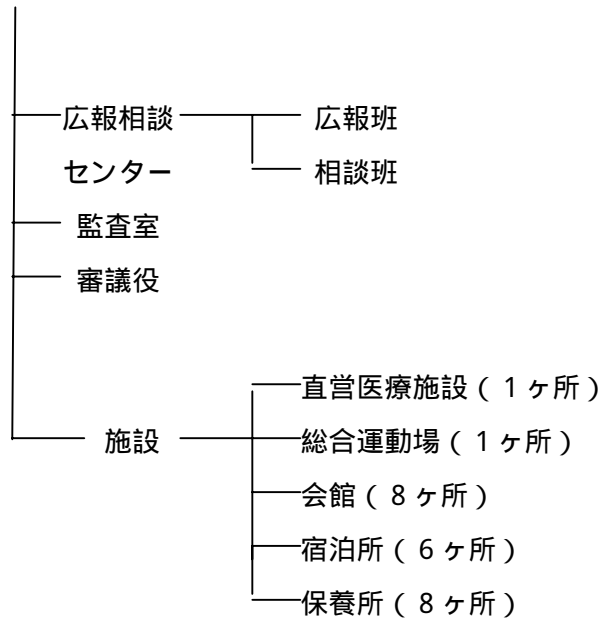
日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年5月9日法律第48号）

#### 【所掌事務】

- (1) 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。
- (2) 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。
- (3) 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。
- (4) 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配付を行うこと。
- (5) 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。
- (6) 私立学校教職員共済法第20条第1項に規定する短期給付を行うこと。
- (7) 私立学校教職員共済法第20条第2項に規定する長期給付を行うこと。
- (9) 私立学校教職員共済法第26条第1項に規定する福祉事業を行うこと。
- (10) 前記(1)から(5)までの業務に附帯する業務を行うこと。
- (11) 老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金、介護保険法の規定による納付金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務を行う。
- (12) 前記(1)から(11)の業務のほか、次の業務を行うことができる。
  - イ 私立学校教職員共済法第20条第3項に規定する短期給付を行うこと。
  - ロ 私立学校教職員共済法第26条第2項に規定する福祉事業を行うこと。
  - ハ 私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため必要な業務を行うこと。

【組織】





（東京臨海病院）

病院長

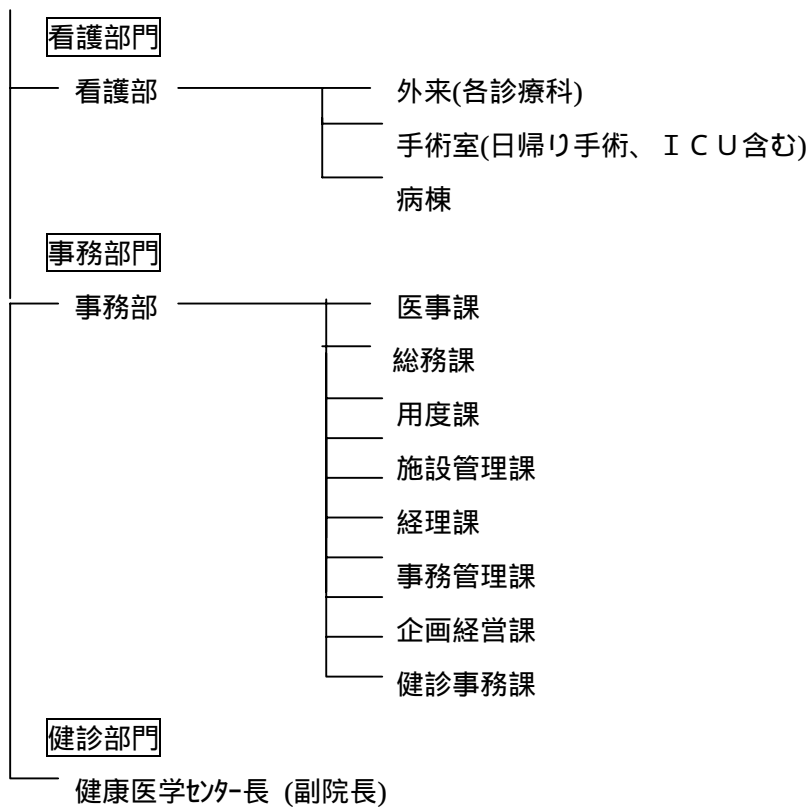
診療部門

副院長（健康医学センター長）

診療部 ——— 内科、外科、心臓血管外科、脳神経外科、形成外科、  
整形外科、小児科、産婦人科、泌尿器科、皮膚科、  
眼科、耳鼻咽喉科、精神科、放射線科、麻酔科（１５科）及び  
病理

中央施設部

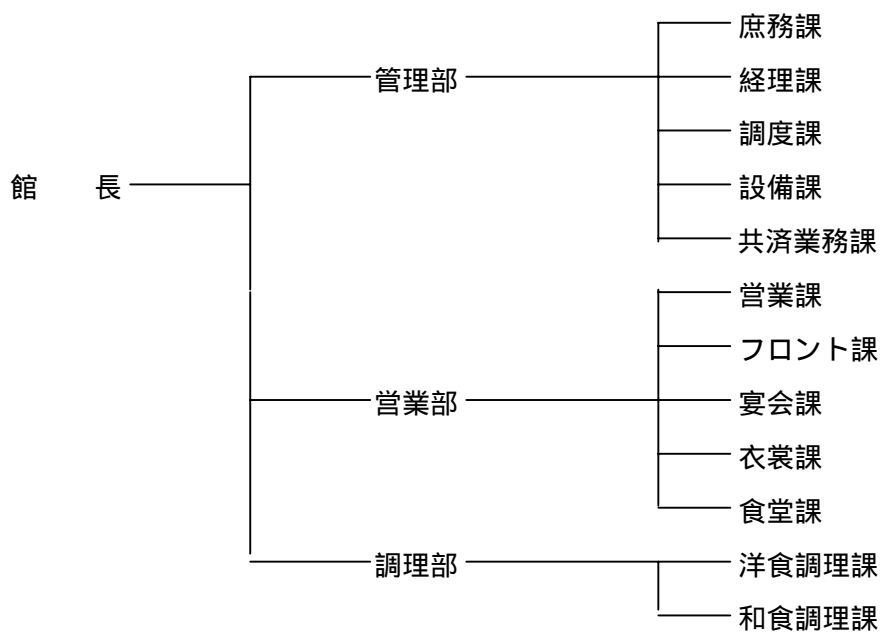
- 薬剤科
- 臨床検査科
- 放射線科
- 療法室(リハビリテーション科)
- 手術室(看護部担当)
- 栄養科
- ME(臨床工学)室
- 医療福祉事業課（総合相談、地域連携業務を含む）
- 心理判定課
- 視能訓練室



(私学事業団総合運動場)

全面委託のため組織なし

(東京ガーデンパレス)



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課（私学振興事業本部）

T E L 03 - 3230 - 7814

F A X 03 - 3230 - 1325

【その他】

共済業務については独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象外である。（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項第3号）

【機関等名】

(労働福祉事業団)

- ・ 東京労災病院
- ・ 東京産業保健推進センター
- ・ 納骨堂（高尾みころも霊堂）
- ・ 労災保険会館（後楽園会館）

【所在地等】

(東京労災病院)

郵便番号 143 - 0013

所在地 大田区大森南4 - 13 - 21

T E L 03 - 3742 - 7301

F A X 03 - 3744 - 9310

U R L <http://www.tokyoh.rofuku.go.jp/>

(東京産業保健推進センター)

郵便番号 100 - 0011

所在地 千代田区内幸町2 - 2 - 3 日比谷国際ビル3F

T E L 03 - 3519 - 2110

F A X 03 - 3519 - 2114

U R L <http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo13/>

(納骨堂・高尾みころも霊堂)

郵便番号 193 - 0941

所在地 八王子市狭間町1992

T E L 0426 - 63 - 3981

(労災保険会館・後楽園会館)

郵便番号 112 - 0004

所在地 文京区後楽1 - 7 - 22

T E L 03 - 3815 - 8171

F A X 03 - 3815 - 8249

U R L <http://www.stay-ok.com/korakuen>

## 【設置根拠】

労働福祉事業団法（昭和32年5月20日法律第126号）

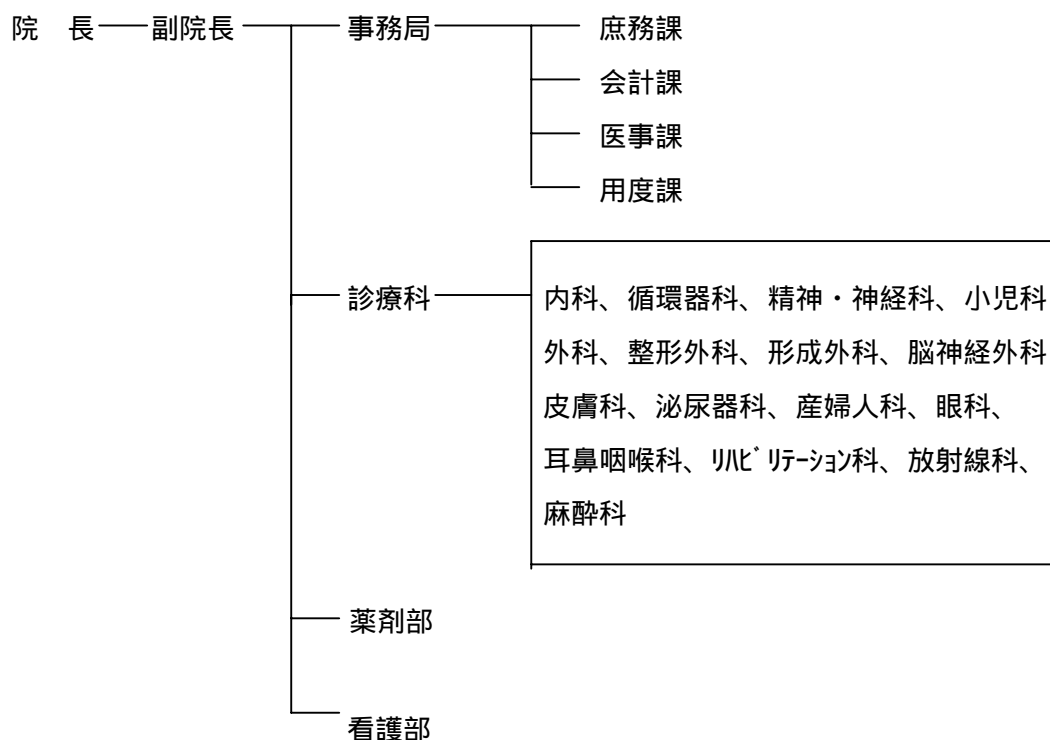
- ・ 労災病院.....労働福祉事業団法第19条第1項第1号
- ・ 産業保健推進センター ...労働福祉事業団法施行令第4条第2号
- ・ みころも霊堂 .....労働福祉事業団法施行令第4条第7号
- ・ 後楽園会館.....労働福祉事業団法施行令第4条第8号

## 【所掌事務】

- （1）労働者災害補償保険法の労働福祉事業のうち、療養施設及びリハビリテーション施設の設置及び運営、年金たる保険給付を受ける権利を有する者に対する当該権利を担保とする小口の資金の貸付け、賃金の支払の確保等に関する法律第三章 に規定する事業（同法第8条 に規定する業務を除く。）その他政令で定める事業を実施すること。
- （2）事業者又は政令で定める者が労働災害の防止及び労働者の健康の保持のため必要とする政令で定める資金の貸付けを行うこと。
- （3）前記（1）（2）に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- （4）なお、前記（1）から（3）に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第1号に規定する施設その他同号に規定する事業に係る施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るため必要な業務を行うことができる。

## 【組織】

（東京労災病院）



( 東京産業保健推進センター )

所 長 ——— 副所長 ——— 業務課

( 納骨堂・高尾みころも霊堂 )

業務委託

( 労災保険会館・後楽園会館 )

業務委託

【情報開示請求窓口】

( 東京労災病院 )

担当部署 庶務課

T E L 03 - 3742 - 7301

F A X 03 - 3744 - 9310

( 東京産業保健推進センター )

担当部署 業務課及び本部総務部総務課

T E L 03 - 3519 - 2110、044 - 556 - 9833

F A X 03 - 3519 - 2114、044 - 556 - 9912

( 高尾みころも霊堂及び後楽園会館 )

担当部署 本部総務部総務課

T E L 044 - 556 - 9833

F A X 044 - 556 - 9912

【その他】

平成16年4月1日より「独立行政法人 労働者健康福祉機構」へ移行。

【機関等名】

社会福祉・医療事業団

【所在地等】

郵便番号 105 - 8486

所在地 港区虎ノ門4 - 3 - 13 秀和神谷町ビル9・10階

T E L 03 - 3438 - 0211

F A X 03 - 3438 - 9949

U R L <http://www.wam.go.jp/>

【設置根拠】

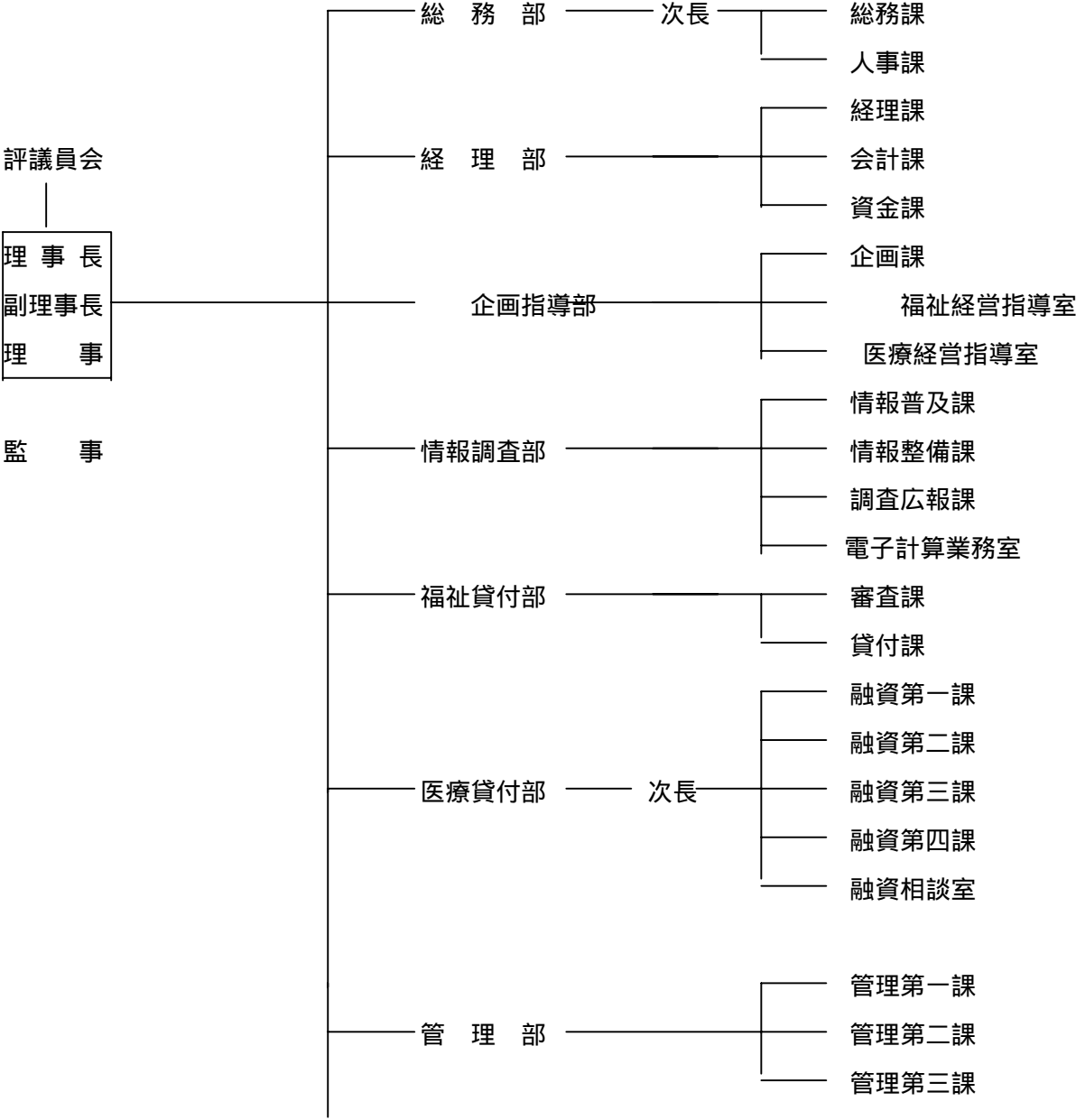
社会福祉・医療事業団法（昭和59年8月14日法律第75号）

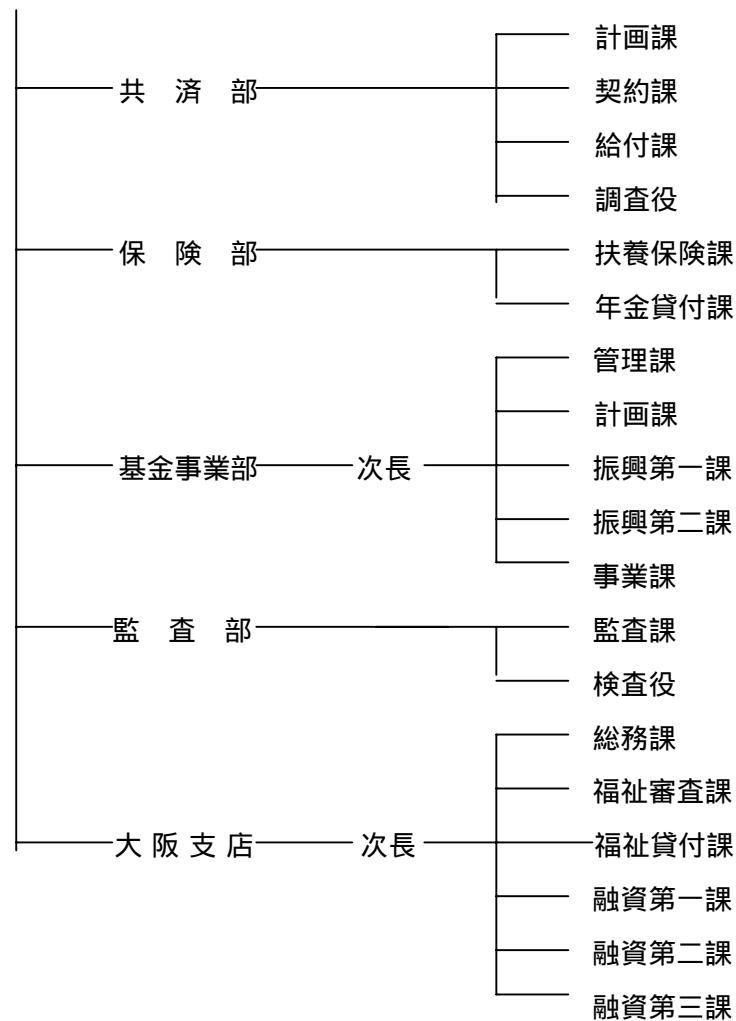
【所掌事務】

- （１）社会福祉事業施設（社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者（以下「社会福祉事業施設の設置者等」という。）に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。
- （２）身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるものを行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。
- （３）社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業を行う者（（４）において「社会福祉振興事業者」という。）に対し、必要な資金を貸し付けること。
- （４）社会福祉振興事業者に対し、助成を行うこと。
- （５）社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。
- （６）社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当金の支給に関する業務を行うこと。
- （７）地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を行うこと。
- （８）病院、診療所、薬局その他政令で定める施設（以下「病院等」という。）を開設する個人又は医療法人、民法第34条の規定により設立した法人その他政令で定める法人（（１０）において「病院等の開設者」という。）に対し、病院等（病院等の経営に関し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。）の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

- ( 9 ) 指定訪問看護事業（介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定に係る同法第 7 条第 5 項に規定する居宅サービス事業（同条第 8 項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）をいう。）を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。
- ( 10 ) 社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行うこと。
- ( 11 ) 前記（ 1 ）から(10)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- ( 12 ) 前記の事業の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

【組織】





#### 【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課情報公開室

T E L 03 - 3438—0211

F A X 03 - 3438 - 9949

#### 【その他】

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）において、社会福祉・医療事業団については、新たに設立される独立行政法人に移行することとされた。平成14年10月18日に独立行政法人福祉医療機構法案が閣議決定され、平成14年12月13日に独立行政法人福祉医療機構法（法律第166号、平成15年10月1日施行）が公布された。

同法律に従い、社会福祉・医療事業団は平成15年10月1日に解散し、同事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、独立行政法人福祉医療機構が承継することとなっている。

これまでの社会福祉・医療事業団の事業については引き続き同機構において実施される。

【機関等名】

農畜産業振興事業団

農畜産業振興事業団東京事務所

【所在地等】

（農畜産業振興事業団）

郵便番号 106 - 8635

所在地 港区麻布台2 - 2 - 1

T E L 03 - 3583 - 8489

F A X 03 - 3583 - 8472

U R L <http://alic.lin.go.jp/>

（農畜産業振興事業団東京事務所）

郵便番号 103 - 0013

所在地 中央区日本橋人形町3 - 1 - 17

T E L 03 - 3249 - 3551

F A X 03 - 3249 - 3668

U R L <http://alic.lin.go.jp/> （事業団本部ホームページ）

【設置根拠】

農畜産業振興事業団法（平成8年5月29日法律第53号）

【所掌事務】

1 畜産物価格安定等業務

- （1）指定乳製品及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。
- （2）前記（1）の業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。
- （3）生乳生産者団体の申出により、畜産物の価格安定等に関する法律で認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画について、その委託に関するあっせんを行うこと。
- （4）畜産物の価格安定等に関する法律で認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について助成をすること。
- （5）出資者が銀行その他の金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。

- ( 6 ) 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び主要な畜産物の流通の合理化のための処理若しくは保管の事業、畜産の経営若しくは技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるもの（以下「指定助成対象事業」という。）についてその経費を補助し、又は指定助成対象事業に出資すること。
- ( 7 ) 加工原料乳についての生産者補給交付金の交付を行うこと。
- ( 8 ) 肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付を行うこと。
- ( 9 ) 飲用牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の需要の増進に関する業務を行うこと。

## 2 生糸輸入調整等業務

- ( 1 ) 生糸の輸入、生糸の輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。
- ( 2 ) 前記（ 1 ）の業務に伴う生糸の保管を行うこと。
- ( 3 ) 生糸の流通の円滑化を図るための生糸の買入れ、保管及び売渡しを行うこと。
- ( 4 ) あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、蚕糸業振興資金を財源として、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資を行うこと。

## 3 砂糖価格調整業務

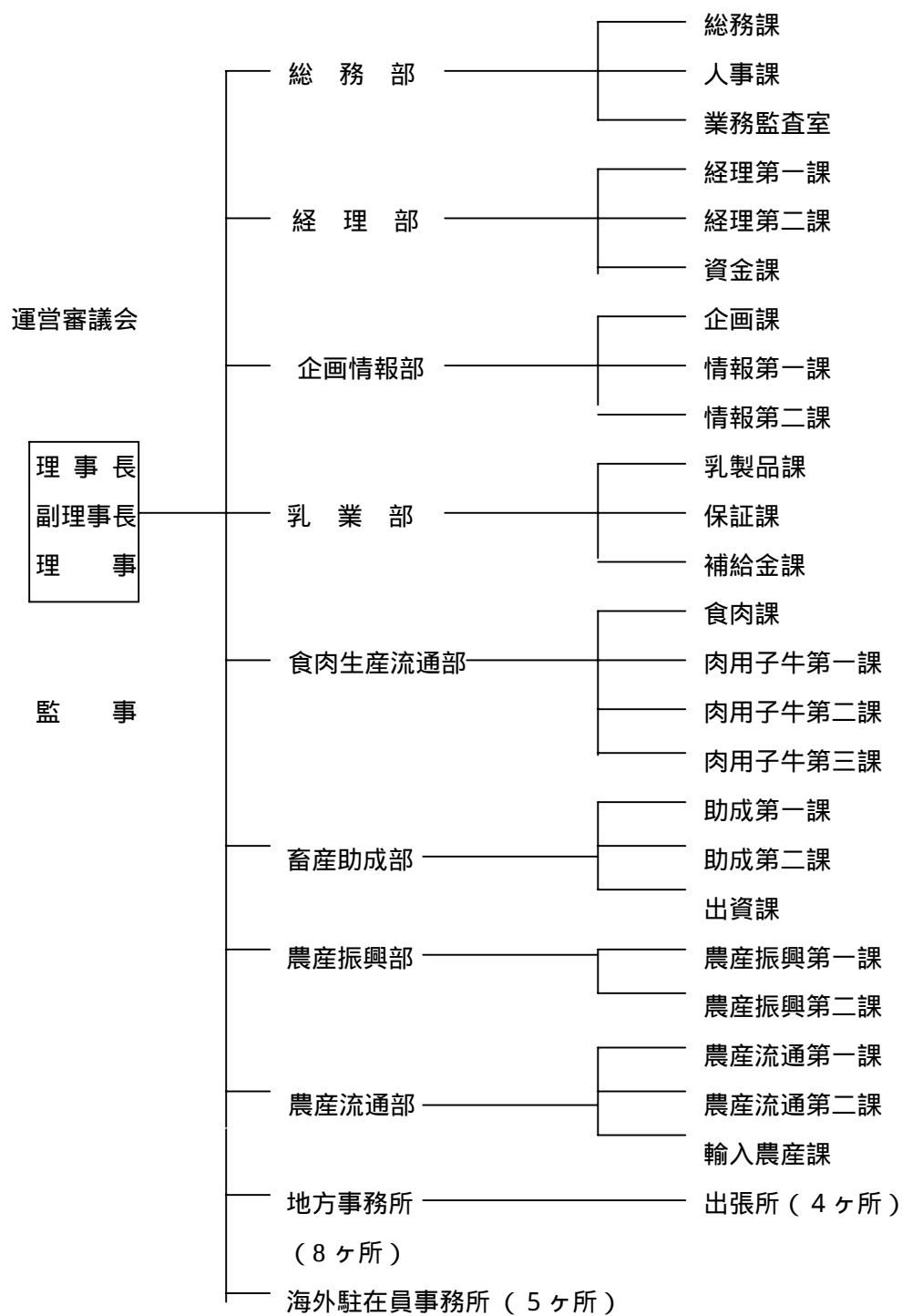
- ( 1 ) 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。
- ( 2 ) 異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。
- ( 3 ) 国内産糖についての交付金の交付を行うこと。
- ( 4 ) 砂糖生産振興資金を財源として、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資を行うこと。

## 4 情報収集・提供業務

主な畜産物、繭、生糸並びに砂糖及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供を行うこと。

【組織】

(農畜産業振興事業団)



(農畜産業振興事業団東京事務所)

所 長 ــــــــــــــــ 次 長 ــــــــــــــــ 所長補佐

【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課（情報公開窓口）

T E L 03 - 3583 - 8750

【その他】

農畜産業振興事業団は、農畜産業振興機構法の施行により平成15年10月1日に野菜供給安定基金を統合し独立行政法人農畜産業振興機構へ組織を変更する。

【機関等名】

金属鉱業事業団

金属鉱業事業団資源情報センター

【所在地等】

( 金属鉱業事業団 )

郵便番号 105 - 0001

所在地 港区虎ノ門1 - 24 - 14 常盤ビル

T E L 03 - 5512 - 1563

F A X 03 - 3503 - 0570

U R L <http://www.mmaj.go.jp/flash/index.html>

( 金属鉱業事業団資源情報センター )

郵便番号 105 - 0001

所在地 港区虎ノ門1 - 25 - 5 虎ノ門MTビル6階

T E L 03 - 5512 - 1418

F A X 03 - 3593 - 9410

U R L [http://www.mmaj.go.jp/mric\\_web/toshokan/top.htm](http://www.mmaj.go.jp/mric_web/toshokan/top.htm)

【設置根拠】

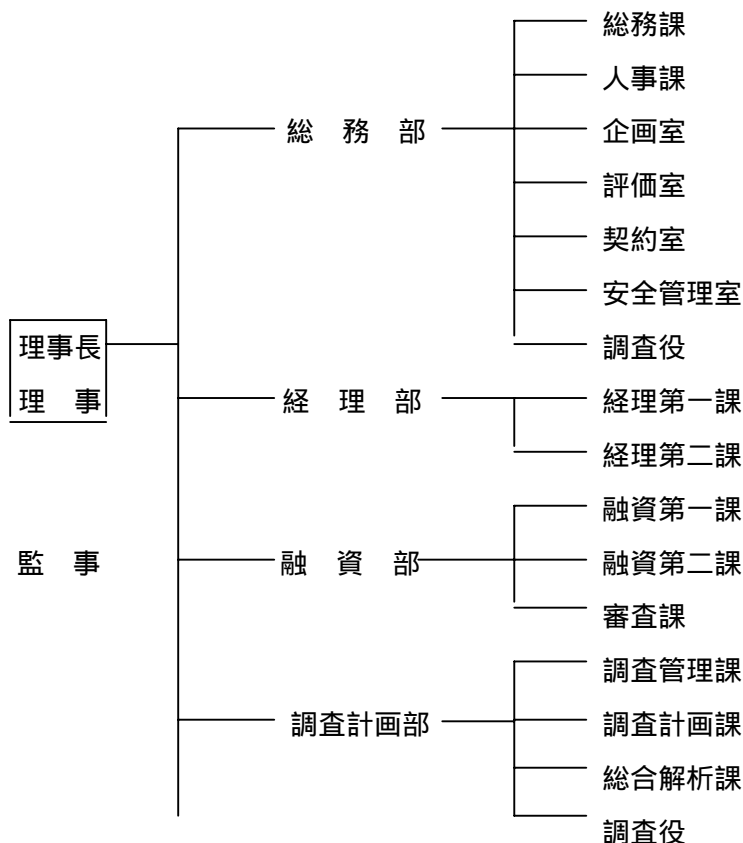
金属鉱業事業団法（昭和38年4月1日法律第78号）

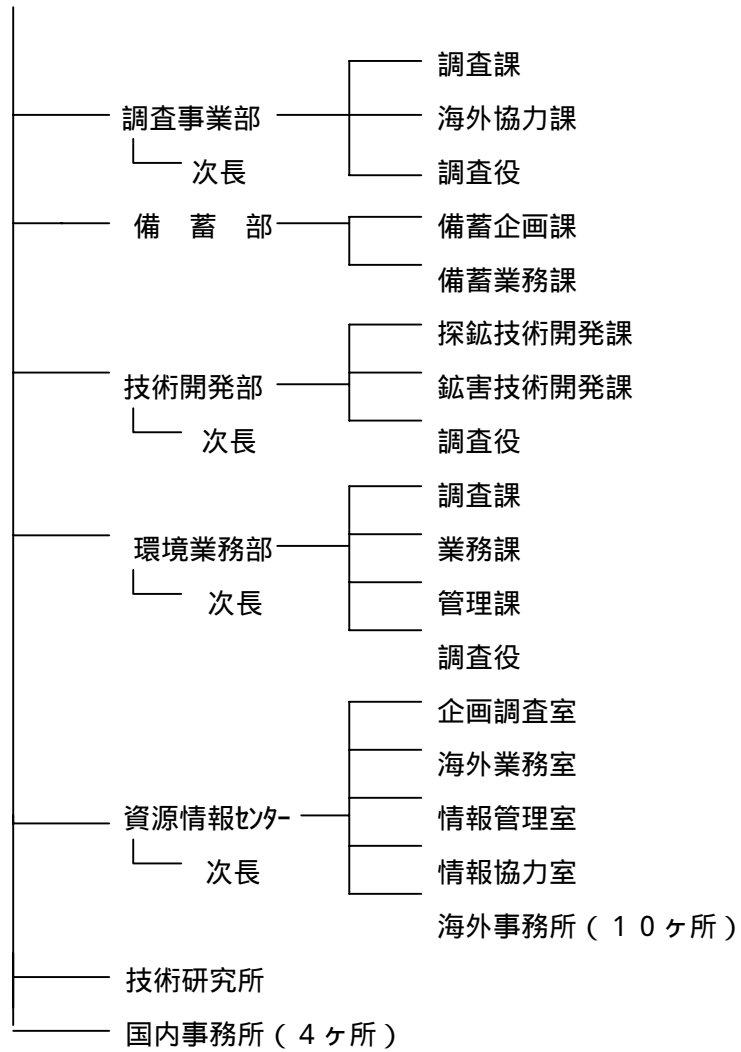
【所掌事務】

- ( 1 ) 金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）の貸付け
- ( 2 ) 国内における金属鉱物の探鉱を急速に促進する必要がある地域のうち金属鉱物の優秀な鉱床が存在する可能性のある地層が存在すると推定される地域について、当該地層の精密な状態を明らかにするために行う地質構造の調査
- ( 3 ) 国の委託を受けて、国内における金属鉱物の探鉱を急速に促進する必要がある地域について、その地域を通じて広く金属鉱物の鉱床と密接な関連がある地層の存在状況の概要を明らかにするために行う地質構造の調査
- ( 4 ) 海外における金属鉱物の探鉱に必要な資金を供給するための出資
- ( 5 ) 海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査（国及び事業団以外の者がその費用の一部を負担するものに限る。）
- ( 6 ) 海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査（金属鉱業を営む者が外国法人与共同して行うものに限る。）に必要な資金に充てるための助成金の交付

- ( 7 ) 海外における金属鉱物の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業に必要な資金( その資金を供給するために必要な資金を含む。)に係る債務の保証
- ( 8 ) 海外における金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供
- ( 9 ) 金属鉱物の採鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け
- ( 10 ) 金属鉱産物の備蓄
- ( 11 ) 金属鉱産物の備蓄に必要な資金の貸付け
- ( 12 ) 金属鉱業等( 経済産業省令で定める金属鉱業及び非金属鉱業をいう。以下同じ )による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け
- ( 13 ) 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金に係る債務の保証
- ( 14 ) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 7 条第 3 項 の規定による鉱害防止積立金の管理
- ( 15 ) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 1 2 条第 1 項 ( 同条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用並びに同法第 1 3 条第 3 項 ( 同法第 1 4 条第 2 項 及び第 3 0 条第 2 項 において準用する場合を含む。)の規定による必要費用の支払
- ( 16 ) 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導
- ( 17 ) 前記 ( 1 ) から ( 16 ) の業務に附帯する業務
- ( 18 ) 前記 ( 1 ) から ( 17 ) に掲げるもののほか、金属鉱業事業団法第 1 条の目的を達成するために必要な業務

#### 【組織】





#### 【情報開示請求窓口】

担当部署 本部総務部

T E L 03 - 5512 - 1345

F A X 03 - 3503 - 0570

#### 【その他】

平成16年1月に本部及び資源情報センターの川崎市への移転が予定されている。また、平成16年2月に金属鉱業事業団は廃止され、その業務は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に引き継がれることが予定されている。

【機関等名】

中小企業総合事業団

- ・ 中小企業総合事業団大手町事務所
- ・ 中小企業総合事業団虎ノ門事務所
- ・ 中小企業大学校東京校
- ・ 中小企業・ベンチャー総合支援センター 東京

【所在地等】

( 中小企業総合事業団大手町事務所 )

郵便番号 100 - 0004

所在地 千代田区大手町1 - 8 - 2新公庫ビル

T E L 03 - 3270 - 2371

F A X 03 - 3242 - 0033

U R L <http://www.jasmec.go.jp/>

( 中小企業総合事業団虎ノ門事務所 )

郵便番号 105 - 8453

所在地 港区虎ノ門3 - 5 - 1虎ノ門37森ビル

T E L 03 - 3433 - 8811

F A X 03 - 5470 - 1548

U R L <http://www.jasmec.go.jp/>

( 中小企業大学校東京校 )

郵便番号 207 - 8515

所在地 東大和市桜が丘2 - 137 - 5

T E L 042 - 565 - 1192

F A X 042 - 590 - 2684

U R L <http://inst.jasmec.go.jp/tokyo/index.html>

( 中小企業・ベンチャー総合支援センター 東京 )

郵便番号 105 - 8453

所在地 港区虎ノ門3 - 5 - 1虎ノ門37森ビル

T E L 03 - 5470 - 1620

F A X 03 - 5470 - 1573

U R L <http://www.jasmec.go.jp/center/tokyo/index.html>

## 【設置根拠】

中小企業総合事業団法（平成 11 年 3 月 31 日法律第 19 号）

## 【所掌事務】

- ( 1 ) 都道府県（政令で指定する市を含む。）が行う中小企業支援法第 3 条第 1 項各号に掲げる事業の実施に関し必要な協力を行い、及び中小企業者の依頼に応じて、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化又は中小企業者が行う新商品、新技術若しくは新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓に関し必要な指導を行うこと。
- ( 2 ) 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業に必要な資金の一部の貸付けを行うこと。
  - イ 中小企業者に対し、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するのに必要な資金の貸付けを行うこと。
  - ロ 中小企業者の依頼に応じ、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置してこれらを譲り渡すこと。
  - ハ 中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対し、当該事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するのに必要な資金の貸付けを行うこと。
  - ニ 中小企業の新事業の開拓を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の貸付けを行うこと。
- ( 3 ) 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前記（ 2 ）のイからニまでに掲げる業務を行うこと。
- ( 4 ) 中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の出資を行うこと。
- ( 5 ) 中小企業の新事業の開拓を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の出資を行うこと。
- ( 6 ) 新事業の開拓を行う中小企業者に対し、当該新事業の開拓に必要な助成を行うこと。
- ( 7 ) 中小企業の新事業の開拓を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な助成を行うこと。
- ( 8 ) 中小企業信用保険法の規定による保険を行うこと。
- ( 9 ) 信用保証協会に対し、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。
- ( 10 ) 中小企業支援担当者並びに中小企業に対する指導、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして特別の法律又は民法第 34 条の規定により設立された法人であって経済産業省令で定めるものの役員及び職員の養成及び研修並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営管理又は技術に関する研修を行うこと。
- ( 11 ) 小規模企業共済法 の規定による小規模企業共済事業を行うこと。

(12) 次のイから八までに掲げる者に対し、それぞれイから八までに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 共済契約者又は共済契約者であった者のうち同法第7条第4項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金の支給の請求をしていないもの その者の事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の福祉の増進に必要な資金

ロ 会社、企業組合又は協業組合のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約を締結しているもの その会社、企業組合又は協業組合の事業に必要な資金

ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体  
その団体の事業に必要な資金

(13) 共済契約者の教養のための施設の設置及び運営を行うこと。

(14) 中小企業倒産防止共済法 の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。

(15) 前記(1)から(14)に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

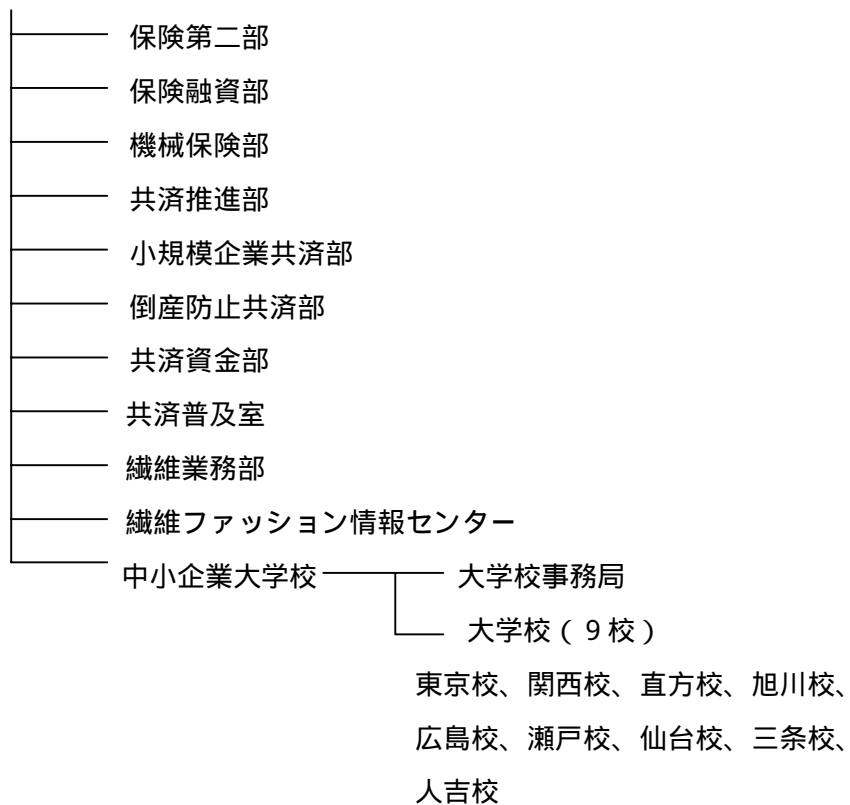
(16) 前記(1)から(15)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(17) 前記(1)から(16)に掲げるもののほか、中小企業総合事業団法第1条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

## 【組織】

(中小企業総合事業団)





（中小企業大学校東京校）



【情報開示請求窓口】

（大手町事務所）

担当部署 企画部考査課情報公開担当

T E L 03 - 3270 - 2363

F A X 03 - 3242 - 0033

( 虎ノ門事務所 )

担当部署 総務部広報課情報公開担当

T E L 0 3 - 5 4 7 0 - 1 5 1 5

F A X 0 3 - 5 4 7 0 - 1 5 6 7

( 中小企業大学校東京校 )

担当部署 総務部総務課情報公開担当

T E L 0 4 2 - 5 6 5 - 1 1 9 2

F A X 0 4 2 - 5 9 0 - 2 6 8 4

【その他】

「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」、「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」が平成１４年１２月１１日に公布され、平成１６年７月１日に中小企業総合事業団、地域振興整備公団、産業基盤整備基金が統合して、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」として新たな組織になります。

また、信用保険業務については、中小企業金融公庫又は中小企業金融公庫の業務を承継する法人に業務が移管されることとなります。

【機関等名】

環境事業団

【所在地等】

郵便番号 100 - 0013

所在地 千代田区霞が関1 - 4 - 1

T E L 03 - 5251 - 1017

F A X 03 - 3592 - 5606

U R L <http://www.jec.go.jp/>

【設置根拠】

環境事業団法（昭和40年6月1日法律第95号）

【所掌事務】

- （１）工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う公害（以下「産業公害」という。）が著しく、若しくは著しくなるおそれがある地域における産業公害を防止するために工場若しくは事業場が集団して設置されるのに必要な建物を設置し、又はこれと併せて当該工場若しくは事業場の利用に供するばい煙処理施設、污水处理施設その他の産業公害を防止するための施設を設置し、及びこれらを譲渡すること。
- （２）前記（１）に規定する地域のうち産業公害が発生するおそれが特に著しい地域において、その発生を防止するために設置することが必要な施設（工場又は事業場の共同の利用に供する施設であつて、当該地域の工場又は事業場の従業員及び住民の福利に資するものに限る。）を設置し、及び譲渡すること。
- （３）大気汚染による公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域において、大気汚染による公害を防止するために設置することが必要な緑地で、都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園（以下「都市公園」という。）となるべきものを設置し、及び譲渡すること。
- （４）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（次の（５）において「一般廃棄物処理施設」という。）である同法第2条第2項に規定する一般廃棄物（次の（５）において「一般廃棄物」という。）の最終処分場若しくは同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（次の（５）において「産業廃棄物処理施設」という。）である同法第2条第4項に規定する産業廃棄物（次の（５）において「産業廃棄物」という。）の最終処分場に係る埋立処分が終了した後のその跡地若しくは公害の原因となる物質により土壌が汚染されている区域又は当該跡地若しくは区域と合わせてそれらの周辺において、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第2項に規定する地球温暖化対策の推進に特に資するとともに、当該跡地又は区域の周辺地域における生活環境の保全に資すると認められる緑地で、都市

公園となるべきものを設置し、及び譲渡すること。

- ( 5 ) 産業廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる地域において、産業廃棄物の広域的かつ適正な処理及び産業廃棄物処理施設の周辺地域における生活環境の保全を図るため、産業廃棄物処理施設のうち産業廃棄物の最終処分場（当該産業廃棄物の最終処分場が同時に一般廃棄物の最終処分場である場合を含み、港湾法第 2 条第 3 項 に規定する港湾区域に設置されるものを除く。以下「最終処分場」という。）若しくは最終処分場以外の施設（当該施設が同時に一般廃棄物処理施設である場合を含む。）で政令で定めるものを設置し、又はその設置と併せて当該最終処分場の周辺に、若しくは設置した最終処分場に係る埋立処分が終了した後その跡地に、都市公園となるべき緑地（前記（ 4 ）に規定する緑地に該当する緑地を除く。）を設置し、及びこれらを譲渡すること。
- ( 6 ) ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項 に規定する廃棄物（次の（ 8 ）において「廃棄物」という。）となつたもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。以下この号及び次号において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」という。）の広域的かつ適正な処理を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の設置及び改良、維持その他の管理を行うこと。
- ( 7 ) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実かつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成を行うこと。
- ( 8 ) 廃棄物の処理に関する技術を企業等の研究開発能力を活用することにより開発し、その成果を普及するほか、廃棄物の処理の促進を図るため必要な調査研究並びに情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- ( 9 ) 公害を防止するため、その原因となる物質の除去に必要な機材であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。
- ( 10 ) 前記（ 1 ）から（ 9 ）の業務に関する情報又は技術的知識であつて開発途上地域における環境の保全に資するものを整理し、及び提供するとともに、国際協力事業団の委託に基づき、開発途上地域からの技術研修員に対し当該技術的知識を習得させるための研修を行うこと。
- ( 11 ) 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成を行うこと。

イ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体（民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。次のロ及びハにおいて同じ。）による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

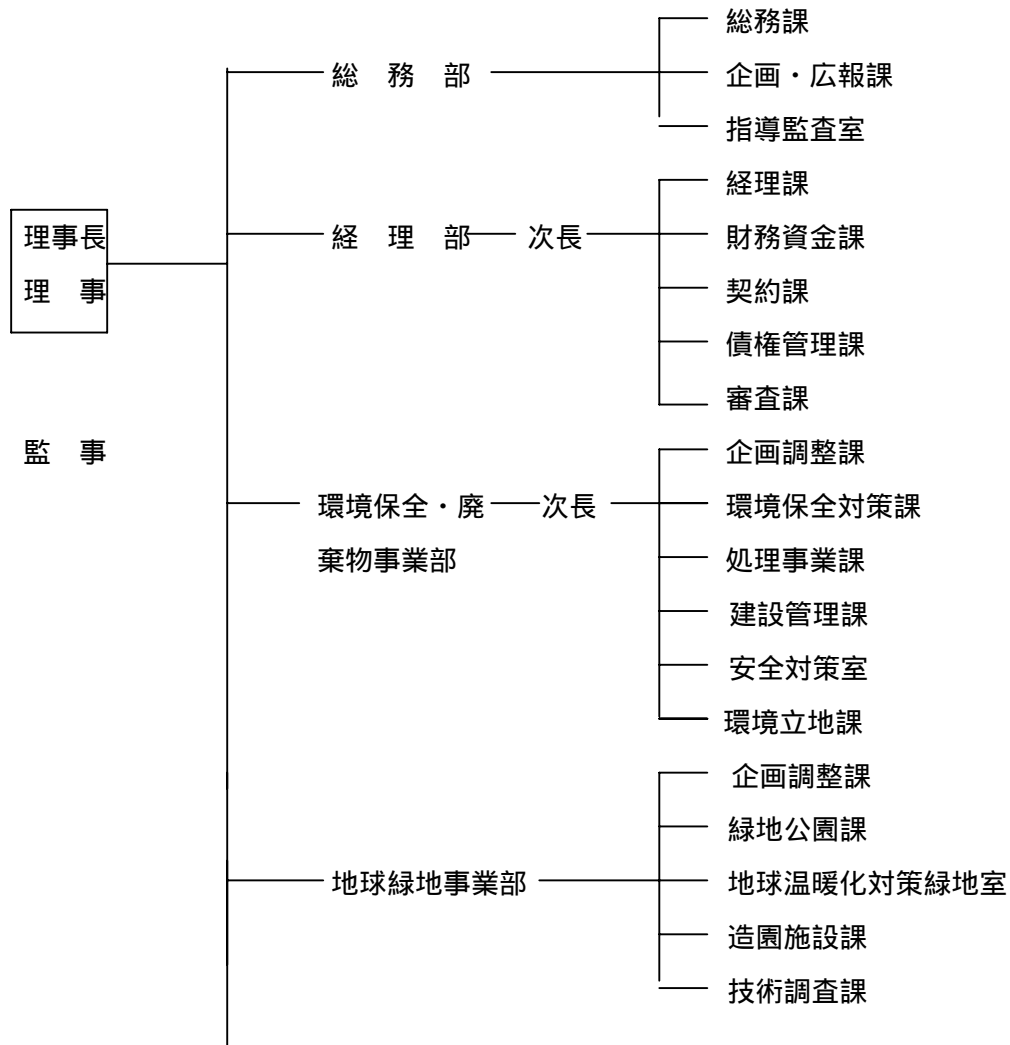
ロ 本邦以外の地域に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであること

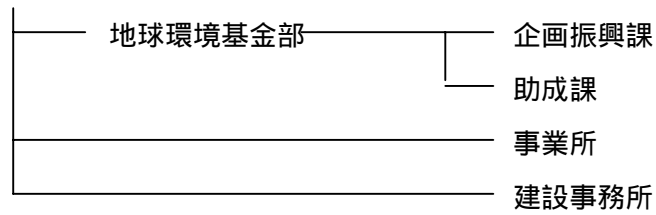
その他の政令で定める要件に該当するもの

ハ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体による本邦内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

- (12) 前記(11)に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。
- (13) 前記(1)から(12)の業務に附帯する業務を行うこと。
- (14) 前記(1)から(13)の業務のほか、同業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、主務大臣の認可を受けて、(1)から(6)までの業務として行う工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。
- (15) 廃棄物の処理法及び清掃に関する法律第8条の6に基づき廃棄物最終処分場の維持管理積立の管理業務を行うこと。
- (16) 前記(15)の業務に附帯する業務を行うこと。
- (17) 旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第13条に基づく納付業務を行うこと。

#### 【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課（情報公開窓口）

T E L 03 - 5251 - 1013

F A X 03 - 3592 - 5606

【その他】

第156国会において、日本環境安全事業株式会社法及び独立行政法人環境再生保全機構法が成立したことにより、環境事業団の業務は平成16年4月から特殊法人日本環境安全事業株式会社、独立行政法人環境再生保全機構の新しい法人にそれぞれ承継されることとなる。